

2. 上位・関連計画

2.1. 上位計画の整理

当市では、弘前市経営計画をはじめとし、弘前市都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画等を策定し、まちづくりに取り組んでいます。本計画に関連する上位計画を以下に示します。

(1) 弘前市経営計画(平成 26 年 5 月策定、計画期間:平成 26 年度～平成 29 年度)

当該計画は、社会経済情勢の変化に迅速に対応し、地域の持続的な成長・発展を実現するため、従来の総合振興計画(基本構想)と「弘前市アクションプラン」に代わる地域づくりの新たな最上位計画として策定しました。

中央弘前駅周辺では、駅前広場周辺地域活性化基本構想に基づき、事業展開プログラムとして、中央弘前駅の駅前広場周辺を核とした総合的な利活用計画である「駅前広場利活用計画」を策定することとしており、利用者の利便性、回遊性を高め、駅周辺施設の利用率の向上及び街歩きの促進を図ることとしています。

(2) 弘前広域都市計画区域マスタープラン(平成 24 年 1 月策定)

当該計画は、青森県都市計画マスタープランにおいて、各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示したものです。

当市の将来像としては、中南圏域の中心都市として圏域の発展を先導するために「自然と共に生きる豊かな産業・文化都市」を掲げており、本計画地が含まれる弘前市市街地については、これまでの都市機能の集積や歴史的な環境を生かして、中心都市として個性と魅力のある中心市街地の再生を進めていくこととしています。

(3) 弘前市都市計画マスタープラン(平成 27 年 3 月策定)

当該計画は、当市全域を対象区域とし、当市の目指すべき都市の姿と、その実現に向けた取組の方向性を示しており、今後の新しい都市づくりの指針となるものです。

本計画地においては、中央弘前駅周辺の整備と、それに合わせた周辺の歩行者ルートの整備や他の公共交通との連携、吉野町緑地と一体となった中央弘前駅前広場の整備を行うこととしています。また、弘前駅と中央弘前駅間の公共交通移動環境の向上を図ることとしています。

(4) 弘前市中心市街地活性化基本計画(平成 27 年 3 月策定)

当該計画は、当市の中心市街地のさらなる活性化のため、これまでの活性化に向けた取組及び平成 20 年度に策定した前弘前市中心市街地活性化基本計画における課題分析等を行い、行政・事業者・関係機関が一体となって市民ニーズや課題に対応した施策を展開するための計画です。

本計画地において、中心市街地活性化に向けた事業の基本方針 1 「出かけたくなる賑わいと魅力あるまち」において、「都市計画道路 3・4・6 号山道町樋の口町線街路整備事業」があげられています。

2.2. 駅前広場周辺地域活性化基本構想の概要

本計画では、基本構想における中央弘前駅基本方針に基づき、「安全・安心で観光資源と一体となった駅前空間」の実現を目指します。以下に、基本構想における中央弘前駅基本方針を示します。

○中央弘前駅基本方針：「安全・安心で観光資源と一体となった駅前空間」

基本構想では中央弘前駅基本方針を「安全・安心で観光資源と一体となった駅前空間」とし、中央弘前駅をえきどてプロムナードから弘前公園までの観光軸の基盤として設定しています。また、駅周辺には観光・文化的資源が多いことから、新たな観光文化の拠点となり、観光軸を形成していく上で重要なポイントとして位置づけています。

都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線及び弘南鉄道大鰐線中央弘前駅前広場の整備においては、安全・安心の確保と、吉野町緑地や赤煉瓦倉庫などの観光資源、近接する土手町や鍛冶町といった周辺地域との一体的整備を行うことで、連続性・回遊性の向上を促し、周辺地域の活性化を図ることとしています。

また、交通結節点としての機能強化をなすべく、弘前駅とのネットワーク構築も見据えたバス路線の構築を行い、これにより周辺住民及び観光客の利便性を高め、さらには誘導サイン・案内板等の強化を行い周辺施設との連続性・回遊性向上を図ることとしています。

